

登記所備付地図作成作業の実施に伴う土地所有者等へのはがき送付について（お知らせ）

秋田地方法務局では、登記所備付地図作成作業の実施に伴い、本作業地区内の該当する土地の所有者又は管理者の皆様へ、次の内容ではがきを送付しています。

御不明な点がございましたら、当局地図作成現地事務所までお問合せ願います。

【作業地区】

- 1 秋田市外旭川字堂ノ前及び同字田中の全部
- 2 秋田市外旭川字神宮田、同字在家、同字鳥谷場、同字野村、同字八幡田、秋田市外旭川八柳三丁目、秋田市寺内字三千刈及び秋田市将軍野向山の一部

令和4年10月

各位

秋田地方法務局

土地の所有者の確認について

秋田地方法務局では、令和4年度から令和5年度にかけて、秋田市の「外旭川字堂ノ前、字田中、字神宮田、字在家、字鳥谷場、字野村、字八幡田、外旭川八柳三丁目、寺内字三千刈、将軍野向山」地区におきまして、登記所備付地図作成作業を実施いたします。

つきましては、上記地区内の土地について、登記上の所有者に変更がないかを確認するため、同所有者様宛てに、このはがきを送付させていただきました。

登記上の所有者の住所、氏名が変更していたり、相続登記が未了である場合には、当局地図作成現地事務所までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡いただいた内容につきましては、秘密保持に留意し本作業以外の目的に使用いたしません。

なお、はがき送付の件は、当局のホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/akita/>）でもお知らせしております。

おって、令和5年5月から8月頃に、土地境界の確認を行う予定ですので、その際にはご協力をいただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】

秋田市土崎港中央一丁目16番21号 1階

秋田地方法務局地図作成現地事務所（担当 高橋）

電話 018-880-6551